

小名浜道路維持管理業務委託特記仕様書

第1章 適用範囲

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、福島県いわき建設事務所が発注する小名浜道路維持管理業務委託に係る設計図書の内容について、必要な事項を定める。

第2章 共通事項

(共通事項)

第2条 受注者は、福島県いわき建設事務所長(以下「所長」という。)又は所長の指定する監督員の指示に従い、受注者の責任において業務委託発注書(以下「発注書」という。)、図面及び福島県土木部発行の共通仕様書(土木工事編)(以下「仕様書」という。)、管理に関する基本的事項や交通規制の手順を記載した小名浜道路管理マニュアル及び交通規制マニュアルによって施行すること。なお、本特記仕様書は仕様書より優先する。

- 2 受注者は、発注書、図面及び仕様書に明示されていないものでも、委託業務の性質上当然必要な事項及び法令または慣例によって履行しなければならない事項は、監督員に確認して指示を受け処理すること。
- 3 受注者は、契約の日より監督員の指示を受けられる体制を整え、直ちに委託業務ができるよう準備することとし、業務計画書を速やかに提出すること。
- 4 受注者は、一件毎に発注された業務委託が完了したときは、直ちに完了届を提出し、検査を受けること。
- 5 本委託業務は、道路等維持管理業務の性質上、突発的な緊急業務に対処するため、指定工期として、休日及び祝祭日を含むものとする。
- 6 受注者は、委託業務における発生材(残土を含む)を速やかに跡片付けし、交通及び保安上の障害とならないようその都度監督員の指示する箇所に運搬し、適正に処理すること。
- 7 受注者は、委託業務実施時には必要に応じて道路保安施設、交通誘導員の配置等の安全対策を行うこと。
- 8 業務履行中に事故が発生したときは、受注者は直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示する期日までに、監督員が指定する様式による「事故報告書」を提出しなければならない。
- 9 作業に伴う交通規制については、監督員と協議のこと。

第3章 委託範囲

(委託範囲)

第3条 本業務の委託区域は次のとおりとする。

- (1) 委託範囲 いわき上三坂小野線(小名浜道路 いわき泉IC～いわき山田IC)
小名浜道路管理所、小名浜道路除雪ステーション、小名浜道路附属施設
- (2) 路線延長 8.3km
- (3) 道路の位置 起点 いわき市泉町下川地内(いわき泉インターチェンジ)
終点 いわき市山田町砂方地内(いわき山田インターチェンジ)

2 勤務所の位置

小名浜道路管理所(以下「管理所」という。)

いわき市添野町猿田154-1番地内

第4章 委託業務

(委託業務)

第4条 委託業務を以下に示す。ただし、監督員が道路施設等の維持管理業務の指示があった場合はこの限りではない。

- (1) 総価契約業務
道路巡視業務、道路監視業務、交通規制訓練業務、小規模な除草等の環境美化作業
 - (2) 単価契約業務
道路維持補修業務、舗装維持修繕業務、雪氷対策業務(凍結抑制剤散布、除雪)
なお、単価契約業務のうち、道路維持補修業務については、1件の委託料は300万円未満として、緊急を要する場合(災害時)は500万円未満とする。
- 2 令和7年4月1日から小名浜道路の開通までは、準備工及び研修・交通規制訓練の期間とする。

第5章 主任技術者

(主任技術者)

第5条 主任技術者は業務の適切な履行を確保するため、業務担当者、作業員等を指導、監視しなければならない。

- 2 主任技術者は、監督員と密に連絡を取り、業務全体の発注計画を策定し、企業体等各社との施工時期や人工等を調整、及び業務の状況報告、協議等を行うものとする。
- 3 主任技術者は、毎月1回監督員に業務全般に関する当該月までの作業進捗状況の報告を行うとともに、今後の業務の実施方針等に関して監督員と打合せを行うものとする。

4 主任技術者は、作業員が業務を実施している間は、監督員と連絡がとれるようにしておかなければならない。

(履行する際の留意事項)

第6条 主任技術者は、本仕様書等で示された義務の適正な履行の確保に努めなければならない。

2 関係者は業務の履行にあたっては、県民から常に注目されていることを自覚し、その行動は誤解を招くことのないようにする。

3 発注者の監督員等および作業員との緊急連絡に対応するため、受注者は2回線以上の電話回線(携帯電話を含む)を確保しておくものとする。

第6章道路管理

(道路管理員)

第7条 道路管理員は、道路巡視員(2名)、情報連絡員(1名)、モニター監視員(2名)からなる。

2 道路管理員は休日を含む24時間体制とする。

3 道路管理員は、福島県いわき建設事務所が発行する資格証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。

(道路巡視員)

第8条 道路巡視員は、道路パトロール(巡視)を行う。

2 平常時パトロールは、1日5回(午前1回・正午1回・午後1回・夜間2回)行う。

3 パトロールは2人で行うことを原則とする。

4 パトロールにより異常を発見した場合は、速やかにその事態を解消するための道路上作業を行い、道路を常時良好な状態に保つように努めなければならない。

5 道路巡視員と情報連絡員は相互に業務を兼ねることができる。

(情報連絡員)

第9条 情報連絡員は、管理所に駐在し、道路交通情報管理(道路情報の収集、連絡、提供)を行うものとする。

なお、事故等の異常時においては、パトロール車からの報告のほか、道路情報システム(CCTV等)、気象観測装置等の情報を収集し、また、必要に応じ外部からの情報を収集し、迅速かつ適切な情報提供により車両の安全を確保しなければならない。

2 情報連絡員は、道路の状況により道路の利用者へ早急に周知しなければならない情報がある場合は、道路情報板の操作を行い、道路利用者へ情報の周知をしなければならない。

3 東日本高速道路株式会社との道路交通情報の交換については、「小名浜道路(仮)の道路交通情報の交換に関する確認書」により、情報共有を図ることとする。

4 情報連絡員は、通行規制が発生するような重要な事態を確認したときは、監督員に報告し、

指示を受けなければならない。

(モニター監視員)

第10条 モニター監視員は、管理所に駐在し道路情報システム(CCTV等)、気象観測装置を監視し、必要に応じて情報連絡員に情報提供を行うものとする。

2 集中監視体制に移行した場合には、モニター監視員を減ずるものとする。

(緊急出動)

第11条 道路管理員は、道路に異常が発生した場合等に緊急出動し、速やかにその事態を解消するための道路上作業を行う。

2 道路管理員の緊急出動が必要な場合は次のとおりとする。

(1) 事故等により、本線上において通行規制が必要となったとき。

(2) 表1の事象が発生したとき。

表1

事象	通行止め基準
地震	震度4.5以上
雨	・連続雨量190mmに到達した場合 ・35mm/hで連続雨量120mmに到達
風	20m/s(平均値)以上
霧	視程50m以下
凍結	路面凍結により安全な通行が困難であると判断された場合
雪	・除雪車の除雪能力を上回る連続的な降雪により安全な通行が困難と判断された場合 ・本線車道上に15cm以上の積雪がある場合

(3) 本線上の道路管理において、通行規制の必要が生じたとき。

(4) 除雪作業等、本線上の作業において後尾警戒が必要なとき。

(5) 福島県いわき建設事務所長が緊急出動の必要があると認めたとき。

(貸与車両等)

第12条 道路パトロール車は貸与とする。

2 道路管理に用する物品は、貸与または支給を原則とする。

第7章 道路補修

(作業内容)

第13条 道路補修は、突発的な事故による補修や経年の老朽化による補修等の軽微なもの(道路除草、パッチング、区画線、ガードレール等)について行うものとする。

なお、補修項目については監督員と協議し、決定するものとする。

(貸与等)

第14条 道路補修に用する物品は、貸与または支給を原則とする。

第8章 雪氷対策

(凍結抑制剤散布)

第15条 路面凍結が予想される場合には、路面状況、気象・現場条件等を考慮した上で、必要に応じて凍結抑制剤の散布作業を行うものとする。

2 凍結抑制剤散布は、次の場合に出動する。

- (1) 気温が2℃以下のとき。
- (2) 気象観測装置及びその他の気象情報のデータから、凍結の恐れがあると判断したとき。
- (3) 監督員が凍結抑制剤の散布を必要と認めたとき。

3 実績報告における凍結抑制剤散布車の暖機運転等に係る取扱いは、下記のとおりとする。

- (1) 年度始めの稼働前に30分間、2回目以降は15分間の暖機運転等を実施する。

また、稼働後の暖機運転等は15分間実施する。

- (2) 連続不稼働2週間毎に30分間の稼働前暖機運転等を実施する。
- (3) 実績報告における稼働時間の計上については、1ヶ月毎の稼働延べ時間を合計し、昼間及び深夜のそれぞれ1時間未満の端数が生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

なお、1日に2回以上出動する場合は稼働毎に暖機運転等を含め計上する。

4 凍結抑制剤散布作業者の安全運転の徹底を図り、凍結抑制剤散布車は、運転手と助手の2人乗務とする。

5 後尾警戒車には、運転手と助手の2人乗車とする。

6 12月29日から1月3日は、休日単価とする。

7 凍結抑制剤散布車への凍結抑制剤積込(開封・積込・清掃)は、散布車の運転時間に含まれるものとする。

(除雪作業)

第16条 除雪作業は、除雪車兼凍結抑制剤散布車(以下「除雪車」という)による本線、ランプ部および交差点部の除雪(新雪除雪、圧雪処理、拡幅除雪)をいう。

2 除雪車は、次の場合に出動する。

- (1) 積雪深さが2cm以上のとき。
- (2) 気象観測装置及びその他の気象情報のデータから、除雪が必要と判断したとき。
- (3) 監督員が除雪の必要があると認めたとき。

3 実績報告における除雪車の暖機運転等に係る取扱いは、下記のとおりとする。

- (1) 年度始めの稼働前に30分間、2回目以降は15分間の暖機運転等を実施する。

また、稼働後の暖機運転等は15分間実施する。

(2) 連続不稼働2週間毎に30分間の稼働前暖機運転等を実施する。

(3) 実績報告における稼働時間の計上については、1ヶ月毎の稼働延べ時間を合計し、昼間及び深夜のそれぞれ1時間未満の端数が生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

なお、1日に2回以上出勤する場合は稼働毎に暖機運転等を含め計上する。

4 除雪作業者の安全運転の徹底を図り、除雪車は、運転手と助手の2人乗務とする。

5 後尾警戒車には、運転手と助手の2人乗務とする。

6 12月29日から1月3日は、休日単価とする。

(貸与車両等)

第17条 除雪車は貸与とする。(保管場所 小名浜道路除雪ステーション)

2 雪氷対策に用する物品は、貸与または支給を原則とする。

(支給品)

第18条 雪氷対策作業において、凍結抑制剤については支給とする。

第9章 その他

(貸与車両)

第19条 貸与車両の規格は次のとおりである。

(1) 道路巡回車(パトロール車):2台

マツダCX-80 2300cc、4輪駆動、LED標識搭載(予定)

日産エクストレイル 1977cc、4輪駆動(予定)

上記車両の運転にあたり次に掲げる金額の任意保険に加入すること。

・対人賠償 無制限

・対物賠償 無制限

・人身傷害 5000万円

・車両保険 一般車両(免責0-10)(保険金額は車両標準価格表により設定)

・6等級(新規契約)

・年齢制限 なし

(2) 除雪車兼凍結抑制剤散布車:1台

湿潤式3.4m³、4×4、アウリングプラウ付き(予定)

2 道路巡回車及び除雪車兼凍結抑制剤散布車の燃料費は発注者が支払う。

3 故意や過失によって生じた車両の修繕は受託者の負担とする。

(貸与品)

第20条 次の品目については貸与または支給とするが、必要に応じ受託者が持ち込むものとする。

- (1) 各種注意及び規制標識
- (2) 警告灯
- (3) 回転灯
- (4) 矢印板
- (5) セーフティーラバーコーン
- (6) デリネーター
- (7) 補修用舗装材
- (8) その他監督員が指示するもの
(交通規制訓練)

第21条 本委託業務に従事する者については、小名浜道路の開通までに行う研修・交通規制訓練に参加させること。また、随時交通規制訓練を行い、技術の研鑽を重ねること。なお、研修・交通規制訓練は令和7年5月頃を予定しているが、具体的な時期については、別途指示するものとする。